

## ソーシャルワークの倫理的目標

## —ポール・リクールの「小倫理学」を手掛かりに—

愛知県社会福祉士会 安田 光良 (会員番号 007504)

キーワード：倫理的目標、自己、福祉原理

## 1. 研究目的

福祉原理をめぐる研究に一つの潮流を見ることができる。それらは「ポストモダン（ポスト構造主義）」「他者論（他性）」「近代（性）の反省」「知の暴力性」といった現代思想の重要関心事項を参照しながら、福祉原理を批判的に再構成しようとする、一連の試みとみなすことができる。注目すべきは、多くにレヴィナスの倫理が参考とされており、「他者に対する責任に応じる援助（活動・営み）」としてのソーシャルワークの姿勢を重んじ（或いは再確認し）、それを倫理的な契機、根源として措定している点にある。その主張自体には全く同意できるのだが、レヴィナス倫理から導かれた論理にはソーシャルワークにおける一種の「袋小路」、閉鎖感を覚えたと同時に、ソーシャルワーカーの自己性が「他者性」とどのように関連されるのかが疑問に思われた。レヴィナス倫理の考察から応用の検討を経て、児島（2015）は「わからなさに耐える」とし「つねに開かれていることが重要」と述べた。中村（2014）の考察は福祉の宗教性、超越的次元へと向かう。ソーシャルワーカーが「レヴィナス倫理への傾倒」の前に置き去りにされた感がある。果たしてソーシャルワークにおける倫理の在り方はどのような方途をもつのだろうか。

以上を踏まえ、本報告ではレヴィナス倫理から導かれた「他者への応答責任」という福祉原理とは異なる倫理を検討し、福祉原理へ応用可能性を提示することを目的とする。

## 2. 研究の視点および方法

研究の視点は、①「他者への応答責任」とは異なる倫理の探求、②ソーシャルワークの目標とし得る倫理の探求、の2点とする。本研究は文献研究であり、ポール・リクール(Paul Ricœur :1913-2005) 著『他者のような自己自身』(1990) 第7研究から第9研究(彼自身が「小倫理学」と称す部分)、結論の第10研究、及び関連する論考を中心に扱う。

## 3. 倫理的配慮

本研究は「日本社会福祉学会研究倫理指針」を遵守する。

## 4. 研究結果

リクールは、レヴィナスと同時代を生きたフランス現代思想の最重要人物である。レヴィナスと親交が深く、思想形成においても彼を重視したが、「他者への応答責任」「〈他〉の倫理」としてのレヴィナス倫理とは一線を画した。それは自身の「自己の解釈学」「物語的

自己同一性」を経由したリクールならではの帰結であった。リクールは『他者のような自己自身』において「この基本的倫理の中心テーマを要約する定式、すなわち、正しい制度において、他者ととともに、他者のために、生きたいという願いは、自分自身についての反省における他者性の含意を明瞭に表現しています」（傍点報告者）「正しい制度において、他人とともに、また他人のために、「善い生き方」をめざすことを「倫理的目標」と呼ぼう」と述べる。レヴィナスにおける〈同〉と〈他〉の関係に疑問を投げたのは、この自己と他者の倫理的関係であった。即ちレヴィナスの「顔の現象学」において〈他〉は、倫理の始まりとして現れ、主体としての自分の「応答責任」を露わにする。「審問」するものが〈他〉であり、主体としての私は「審級」を受けることとなる。ここに倫理的関係における〈他〉の優越が十分に表現されている。しかしレヴィナスはさらに、主体としての私を、他者にとっての「人質」「身代わり」「奴隷」とまで表現する。リクールはこれを「誇張の激化」「行程の終点に達する」ものみなし、ここにレヴィナスの倫理において〈同〉即ち自己性が消えていく様を捉える。同時に、この〈他〉の誇張の内に、自己の現れ＝「自己の証し」をみる。フッサールが〈他〉と〈同〉の関係において〈同〉を優越させたことの対比として、レヴィナスの〈他〉と〈同〉の関係から、弁証法的に「自己」を取り出したのである。また「自分の人生を、物語的一貫性の観念と一致させつつ送ることができる主体こそ自律している」とし、〈同〉と〈他〉の弁証法から自己の存在論を導き、権利の主体論へと向かう。主体（としての人間）がどのような人生を望むのかという点に、先の倫理的目標が立ち現れるのである。ここでは他者性は蔑ろにされてはおらず、定式化された命題における「他者と」「他者のために」「共に」が示すように、その倫理的目標を実現するために、必ず經由されるべきものとして位置付けられている。

「自己」としてソーシャルワーカー、「応答を求める者」として他者（援助を求める者）を考えたとき、リクールの定式化した倫理的目標は「一種の道徳的ナルシシズムに戻らない」という意義をもつものとして受け止められ、肝心の他者の応答責任性への「応じ方」を教えるものであり、自己と他者の共同創造性を垣間見ることができる。

## 5. 考察

リクールの「小倫理学」で展開された倫理的目標は、福祉原理にどのように関連させられ、引き寄せられるのだろうか。可能性として、次の5点が挙げられる。①共同性、利他性が福祉原理と共有している：「他者と共に、他者のために」、②「他者性」に押しつぶされない援助論へとつながる：〈他〉と〈同〉の弁証法、③構想力をもった福祉論理へつながることができる：「正しい制度のもとで」、④何が善いのかという問題系を「自己－他者－社会」という拡がりの中で考察できる：「善く生きたい」、⑤ソーシャルワークを「他者の願望、希求に応える実践」として位置付けられる。：「それはなおも希求法の様相であって、命令法の様相であるわけではない」